

さいたま市水道局における歩掛・単価等適用基準一覧表

令和 6 年 10 月 1 日現在（システム適用年版：令和 6 年 10 月以降）

適用区分	適用基準		注意事項
① 水道	歩掛	水道施設整備費に係る歩掛表（令和 5 年度版）	
		水道工事標準積算基準書（令和 5 年 12 月）	
	単価	水道工事設計単価表（令和 6 年 10 月 1 日）	※ 注意事項 1
② 土木	歩掛	国土交通省 土木工事標準積算基準書【共通編】 令和 6 年度版	※ 注意事項 2
		国土交通省 土木工事標準積算基準書【河川・道路編】 令和 6 年度版	
		国土交通省 土木工事標準積算基準書【電気通信編】 令和 6 年度版	
		国土交通省 機械設備工事積算基準 令和 6 年度版	
		下水道用設計標準歩掛表（第 1 巻 管路）（令和 6 年度版）	
		下水道用設計標準歩掛表（第 2 巻 ポンプ場・処理場）（令和 6 年度版）	
		下水道用設計標準歩掛表（第 3 巻 設計委託）（令和 6 年度版）	
		土木工事標準積算基準書【別冊】（令和 6 年 10 月）	
		土木工事標準積算基準書【機械経費編】（令和 6 年 10 月）	
		土木工事標準積算基準書【計画調査編】（令和 6 年 10 月）	
		土木工事標準積算基準書【計画調査編】（参考資料）（令和 6 年 10 月）	
	単価	土木工事設計単価表（令和 6 年 10 月 1 日）	※ 注意事項 3
③ 独自歩掛	歩掛	さいたま市水道局設計独自歩掛表（令和 5 年度 令和 5 年 12 月 1 日適用）	

特記事項

- ・本表は、さいたま市水道局が発注する水道工事及びこれに関する委託の歩掛・単価等の決定方法等の原則について定めたものです。ただし、別途、事業課の規定等がある場合は、それを妨げるものではありません。
- ・本表の適用基準欄の各図書等において規定される基準等の採用順位は、下記のとおりです。ただし、各図書等において個別に規定されるものについては、原則としてそれを優先します。
 - ①さいたま市の基準等
 - ②国等の基準等
- ・システム適用年版とは、水道局で水道積算システムにより作成される工事設計書において設計書鏡(表紙)に明示される当該設計書で適用となる歩掛及び単価年版を意味しています。

注意事項

※ 注意事項 1 … 水道工事設計単価表における臨時改訂単価を含み適用

- ◆改訂等内容の詳細については、さいたま市ホームページ「トップページ>暮らし・手続き>上下水道・ごみ>上水道>事業者の皆さまへ>建設工事関連>さいたま市水道工事設計単価表」を参照してください。

※ 注意事項 2 … 土木工事標準積算基準書における改定、訂正内容を含み適用

- ◆改定等内容の詳細については、さいたま市ホームページ「トップページ>事業者向けの情報>まちづくり・交通・建設>公共工事>土木工事積算基準>さいたま市土木工事積算基準書等の改定について（令和 6 年 10 月）」を参照してください。

※ 注意事項 3 … 土木工事設計単価表における臨時改訂単価を含み適用

- ◆改訂等内容の詳細については、さいたま市ホームページ「トップページ>事業者向けの情報>まちづくり・交通・建設>公共工事>土木工事積算基準>土木工事設計単価表の公表」を参照してください。